

相続を考える「戸籍の知識」

富山短期大学名誉教授 川中清司

相続の登記手続きに必要なのは、まず被相続人（故人）の遺産を把握すること。次に相続人は誰なのかという、正しい親族関係を知ることだ。そのために市区町村が発行する戸籍謄本などが重要な役割となる。

戸籍のあらまし

●明治に戸籍制度が始まる

戸籍の「戸」は家族や親族の集團の意味で、日本の戸籍制度はその「戸」の単位で、国民を登録する形で始まった。明治3年に「今後、苗字の使用を許す」という平民苗字許可令が布告され、新政府は「四民平等のため」と謳つたが、本当の目的は「税制と兵制の確立」にあった。同5年、戸籍法を施行して各地の役所に記録を保管するようになつた。

●「家」から「夫婦と子」単位に

明治5年にできた戸籍制度は、その年の干支「壬申」から壬申戸籍とも呼ばれている。次に「戸」から「家」の単位に変わつたが、現在では「夫婦とその間の子」を中心とした戸籍課に登録・保管され、戸籍がある場所が本籍地とな

る。関東大震災や戦争時の空襲などで、戸籍が焼失したところもあるが、現在は新たに戸籍を編製した場合などは、法務局に送付保管している。

●戸籍の移り変わり

戸籍制度は家族制度とともに変わってきた。「家」を中心とした身分制度が主体で、戸主が家督権を持ち、それを譲つて「隠居」したり、親が子を「勘当」することもあった。戦後は新憲法のもとで「家」から「夫婦と子」へ変わり、現在はコンピュータ化が進んでい

戸籍のあゆみ

明治5年式戸籍	壬申戸籍・戸単位・身分と住所登録
明治19年式戸籍	出生、死亡、婚姻や除籍制度を設ける
明治31年式戸籍	家を基本単位・戸主の権利を認める
大正4年式戸籍	身分登記簿を廃止して戸籍簿へ
昭和23年式戸籍	改正民法で改正・「夫婦と子」を単位
平成6年式 コンピュータ戸籍	紙・タテ型から磁気式横型へ

【明治19年式戸籍】=出生、死亡、婚姻、養子縁組も記載。除籍制度も設けられた。

【明治31年式戸籍】=「家」を基本単位とする戸籍制度が開始。家を統率する「戸主」の地位権利を認めた「身分登記簿」制度が設けられた。

【大正4年式戸籍】=「身分登記簿」を廃止して「戸籍簿」に一本化。記載内容は家族一人ひとりの両親、生年月日、続柄、承継者、族称などが記載された。

【昭和23年式戸籍】=改正民法の施行で戸籍法も改正。従来の「家」から「夫婦とその子」を単位とした編製に変わり、戸主から筆頭者に変更された。実際には昭和32年の法務省令で、昭和33年4月から41年3月にかけ、新法に合った戸籍編成が行われた。

【平成6年式コンピュータ戸籍】=戸籍法と住民基本台帳法が改正され、紙の戸籍から磁気ディスクによるコンピュータ化が進んでいる。

戸籍のしくみ

●戸籍は日本人の証明

戸籍とは、その人の出生から死亡までを記録した文書で、「こういう名前の人間が、日本人として存在している」ということを市区町村長が証明する制度だ。戸籍は日本人一人ひとりについて市区町に登録し、誰を親として生まれ、親族関係も確認して証明する。

登録の内容は、父母の名、生年月日、出生地、婚姻者、婚姻年月日、死亡日、死亡地など、戸籍法で次の事項が定められている。職業や住所は記載されていない。

●戸籍の主な記載内容

【本籍】戸籍の所在場所で、現住

【筆頭者の氏名】戸籍の筆頭者の氏名。死亡しても変わらない。

【戸籍事項】戸籍の編製から消除までの変遷が記載される。

【身分事項】その人の出生から死まで身分事項を記載。

【父母・養父母の氏名続柄】父母の氏名、続柄、養父母の氏名、続柄など。

【在籍する人の名前】戸籍に入っている人の名前が記載され、婚姻

などで除かれた人は「×」印が入る。

●新様式と原戸籍

今まで戸籍法がたびたび改正され、戸籍の様式も新しい内容に変わった。つくり替えられる前の戸籍を「原戸籍」と言い、役所が発行する書面を「原戸籍謄本」と呼んでいる。預貯金の受け取りから不動産の名義変更など、あらゆる相続手続きには、必ず亡くなつた人の出生から死亡までの戸籍類が必要となる。現戸籍と区別するため通称「原戸籍」と言う。

●結婚で分籍・除籍し新戸籍へ

戸籍は夫婦とその子（未婚）で構成される。結婚すると夫婦で新しい戸籍をつくり、子どもが生まれると同じ戸籍に記載し「入籍」と「分籍」となり、戸籍から抹消し「除籍」される。2人の親が亡くなり、子どもの結婚や他所への移住すると、子どもが生まられる。子どもの名前に「×」印が付くことによって、戸籍から抹消され、その存在は分かつたが、戸籍には本人の住所の移り変わりで除かれた戸籍の全部を写したもので、一部であれば除籍抄本。

●謄本から全部事項証明へ

戸籍は平成6年以降、今までの帳簿からコンピュータへと移されている。様式も縦書きから横書きに変わり、名称も「戸籍謄本」から「全部事項証明書」に変わった。以前の戸籍は、結婚などでその戸籍を出た子どもの名前に「×」印が付いて、その存在は分かつたが、電子戸籍には転記されず消えてし

に入ったいる全員の事項（各個人の本籍・氏名・生年月日・家族関係など）が写され、その全員の身分事項を市役所などが証明するものだ。「謄本」は「すべての事項を写したもの」で、「抄本」は戸籍簿の中の一人分だけの「一部を写したもの」という意味だ。「除籍謄本」は、死亡や結婚などの理由で除かれた戸籍の全部を写したもので、一部であれば除籍抄本。

Q 戸籍の附票とは？

A 戸籍には住所を書く欄がなく、以前の古い戸籍（改正前戸籍）を調べて、両方の写しを求める必要がある。

まう。そのため新しい戸籍だけでなく、以前の古い戸籍（改正前戸籍）を調べて、両方の写しを求める必要がある。

Q 犯罪歴や破産歴は戸籍に載るか？

A 戸籍に記載されるのは出生や死亡など、家族・親族に関する身分関係で、戸籍法13条や施行規則で決められている。犯罪で有罪が確定しても、その前科は戸籍には

現在の全部事項証明書（平成6年方式）
全部事項証明

本籍 氏名	福井県〇〇〇 川中清司
戸籍事項 戸籍改製	戸籍事項欄
戸籍記載されている者 【除籍】	【名】清司
身分事項 出生 婚姻 死	年月日 年月日 身分事項欄 年月日

以前の戸籍謄本（昭和23年方式）

身分事項欄	戸籍事項欄	籍本 福井県〇〇〇 名川中清司
生年月日 清司	母 父 夫 妻 子 孫柄	

載らない。破産についても同様。

相続人を確定するため

●認知子や養子の確認

世の中には知られざる縁故がある。「亡くなつた男性に、妻以外の女性との間に子があり認知していた」とか、「知らない養子がいた」など、まったく知らなかつた相続人がいることもよくあることだ。相続の登記手続きをする際には、相続権のある隠し子や養子がいなかつてはいけない。そのことを確認する必要があり、そのため亡くなつた人の「出生から死亡」に至るまでの、連続した戸籍謄本などを取り寄せて調べる必要がある。

●戸籍を遡り相続人を調べる

結婚により親の戸籍から「除籍」し、結婚相手（配偶者）と新しく夫婦の戸籍がつくられる。その新しい戸籍簿では、夫や妻に兄弟がいるかどうかはわからぬ。また法改正で新しい様式の戸籍に「改製」された場合も、改製戸籍には元のすべての内容が移されていない。改正以前に死亡や結婚で除籍した人は新しい戸籍から消える。したがつて、現在の戸籍だけでは相続人はつかみきれないの

前の戸籍まで遡らないと確定できない。

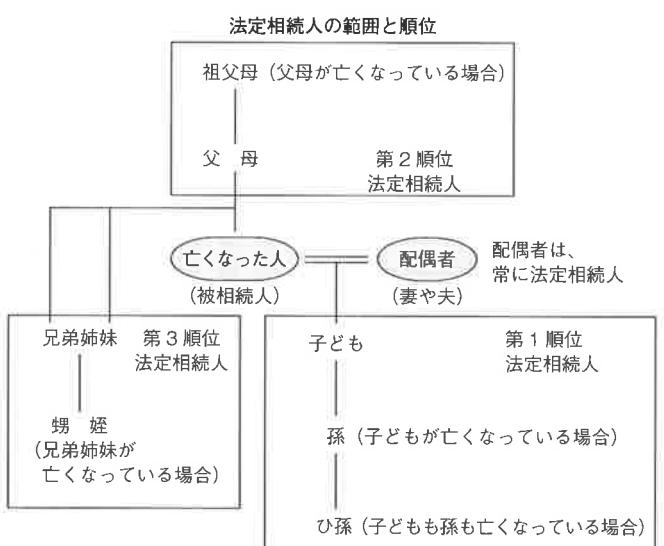
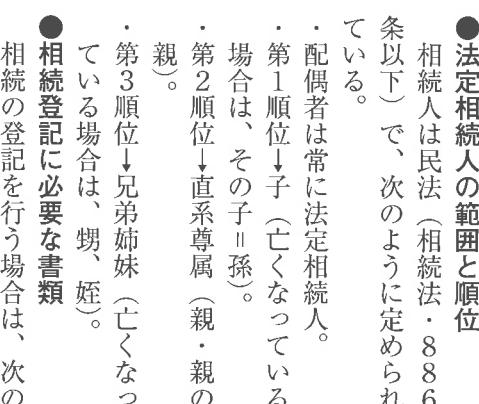
●親や祖父母の戸籍もつなぐ

亡くなつた親に夫婦以外につくった子や養子がいなかつてはいけないかを確認するには、親の未婚時代から死亡時までの戸籍や除籍、さらに祖父母の戸籍へと連続したものを探べる必要がある。このように戸籍謄本、除籍謄本、原戸籍謄本へと「戸籍の連続」が必要となる。2つの戸籍謄本などが、正しくつながっているかどうかを確認するには、「新しいほうの戸籍謄本が作成された日付」と、一つ前の戸籍謄本の最終的に有効であつた日付を確認する必要がある。

●連続性のチェック

具体的には次のように連続性を確認する。

①被相続人の死亡が記載されている戸籍謄本を確認する→その「戸籍事項欄」を見て、その戸籍がいつつくられたか日付けを確認する（編成日または改製日）。
②一つ前の戸籍を取り寄せ、消除に一つずつ前の戸籍を取り寄せ、その照合を繰り返す。被相続人が出生した時点の戸籍まで収集する。



- 相続登記に必要な書類
- ①被相続人の戸籍謄本
 - ②戸籍の登記証明書
 - ③戸籍の登記申請書
 - ④戸籍の登記申請書
 - ⑤不動産の評価証明書
 - ⑥相続登記用の委任状
 - ※遺産協議分割による登記の場合は、このほかに相続人全員が合意した分割協議書と印鑑証明書が必要となる。